

北海道地方競馬に関するきゅう舎認定要領の改正【新旧対照表】

旧

新

第1 目的

この要領は、北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年8月25日付け規則第64号）第30条に規定する認定きゅう舎（以下「認定きゅう舎」という。）に関し必要な事項を定め、もって競馬の公正確保及び競馬の健全かつ円滑な施行に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 認定きゅう舎

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年4月1日付け規則第28号）第2条で定める、調教師に使用させるため北海道が設置したきゅう舎以外のきゅう舎（きゅう舎の一部である馬房単位で認定する場合を含む。）で、北海道競馬事務所長（以下「所長」という。）が定める要件を満たすものをいう。

2 調教師

競馬法第22条において準用する同法第16条第1項の規定による地方競馬全国協会の免許登録を受けた調教師であって、北海道地方競馬きゅう舎等管理規則に基づき所長から馬房配分許可の対象者となっている者をいう。

第1 目的

この要領は、北海道地方競馬実施条例施行規則（昭和52年8月25日付け規則第64号）第30条に規定する認定きゅう舎（以下「認定きゅう舎」という。）に関し必要な事項を定め、もって競馬の公正確保及び競馬の健全かつ円滑な施行に資することを目的とする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 認定きゅう舎

北海道地方競馬きゅう舎等管理規則（昭和49年4月1日付け規則第28号）第2条で定める、調教師に使用させるため北海道が設置したきゅう舎以外のきゅう舎（きゅう舎の一部である馬房単位で認定する場合を含む。）で、北海道競馬事務所長（以下「所長」という。）が定める要件を満たすものをいう。

2 調教師

競馬法第22条において準用する同法第16条第1項の規定による地方競馬全国協会の免許登録を受けた調教師であって、北海道地方競馬きゅう舎等管理規則に基づき所長から馬房配分許可の対象者となっている者をいう。

旧

3 騎手

競馬法第22条において準用する同法第16条第1項の規定による地方競馬全国協会の免許登録を受けた騎手であって、調教師と雇用関係にある者をいう。

4 指定きゅう務員

北海道きゅう務員設置認定要綱に基づき北海道知事(以下「知事」という。)の認定を受けたきゅう務員であって、本要領に基づき調教師が指定した者をいう。

5 指定獣医師

北海道地方競馬指定獣医師等に関する取扱規程に基づき知事の指定又は承認を受けた獣医師であって、本要領に基づき調教師が指定した者をいう。

第3 認定の要件

認定きゅう舎は、以下の基準を満たすものとする。

- 1 調教師が所有するきゅう舎、又は調教師が所有者から契約によって借り上げるきゅう舎で、継続的に利用できること。

なお、馬房単位での所有又は借上げにあつては、同じきゅう舎内の他の馬房に繋養される競走馬等に対し、警備及び防疫等に関する措置を認定きゅう舎と同様とすることについて、所有者の同意があること。

- 2 認定きゅう舎と同じ敷地内には、次の施設が確保されていること。

新

3 騎手

競馬法第22条において準用する同法第16条第1項の規定による地方競馬全国協会の免許登録を受けた騎手であって、調教師と雇用関係にある者をいう。

4 指定きゅう務員

北海道きゅう務員設置認定要綱に基づき北海道知事(以下「知事」という。)の認定を受けたきゅう務員であって、本要領に基づき調教師が指定した者をいう。

5 指定獣医師

北海道地方競馬指定獣医師等に関する取扱規程に基づき知事の指定又は承認を受けた獣医師であって、本要領に基づき調教師が指定した者をいう。

第3 認定の要件

認定きゅう舎は、以下の基準を満たすものとする。

- 1 調教師が所有するきゅう舎、又は調教師が所有者から契約によって借り上げるきゅう舎で、継続的に利用できること。

なお、馬房単位での所有又は借上げにあつては、同じきゅう舎内の他の馬房に繋養される競走馬等に対し、警備及び防疫等に関する措置を認定きゅう舎と同様とすることについて、所有者の同意があること。

- 2 認定きゅう舎と同じ敷地内には、次の施設が確保されていること。

旧

- (1) 競走馬を繋養するための施設（洗い場、馬糧庫）が備え付けられていること。
 - (2) 競走馬の調教に必要な施設（馬場、発馬機、放牧場及び調馬索場）が、きゅう舎の存する牧場の敷地内又は近接地域に確保されており、それらの施設を継続的に利用できること。
 - (3) 馬場は、延長距離が500メートル程度の規模を有していること、若しくは500メートル程度の延長距離の馬場が近接地域において施設利用契約等により確保されており、継続的に利用できること。
- 3 調教師は、認定きゅう舎への部外者の出入りを監視及び記録し、競馬の公正確保上の不適切な者を排除すること。
 - 4 北海道内地方競馬における競走馬等の衛生対策指針に基づく防疫及び衛生措置が講じられていること。

第4 認定きゅう舎の管理体制

- 1 認定きゅう舎等の管理は、認定を受けた調教師が指定する指定きゅう務員及び指定獣医師により、調教師が行うものとする。
なお、認定きゅう舎に繋養する競走馬の調教は、認定きゅう舎の認定を受けた調教師又は騎手、指定きゅう務員が行うものとする。

第5 認定の申請

新

- (1) 競走馬を繋養するための施設（洗い場、馬糧庫）が備え付けられていること。
 - (2) 競走馬の調教に必要な施設（馬場、発馬機、放牧場及び調馬索場）が、きゅう舎の存する牧場の敷地内又は近接地域に確保されていること。
 - (3) 延長距離が500メートル以上の規模を有する馬場施設（トラックコース又は直線坂路）が、きゅう舎の在する牧場の敷地内に確保されていること。
- 3 調教師は、認定きゅう舎への部外者の出入りを監視及び記録し、競馬の公正確保上の不適切な者を排除すること。
 - 4 北海道地方競馬における競走馬の防疫対策要領に基づく防疫及び衛生措置が講じられていること。

第4 認定きゅう舎の管理体制

- 1 認定きゅう舎等の管理は、認定を受けた調教師が指定する指定きゅう務員及び指定獣医師により、調教師が行うものとする。
なお、認定きゅう舎に繋養する競走馬の調教は、認定きゅう舎の認定を受けた調教師又は騎手、指定きゅう務員が行うものとする。

第5 認定の申請

旧

- 1 認定きゅう舎の認定を受けようとする調教師は、別記第1号様式の認定きゅう舎認定（更新）申請書を所長に提出しなければならない。
- 2 認定を受けようとするきゅう舎が調教師の所有でない場合にあっては、別記第2号様式の施設所有者の承諾書を申請書に添付するものとする。

第6 認定

- 1 所長は、申請書を審査し適当と認めるときは、当該施設を認定きゅう舎として、別記第3号様式の認定きゅう舎認定書により認定する。
- 2 所長は、審査に必要と認められた場合は、職員を派遣して申請施設の現地調査等を実施することができる。

第7 認定の期間及び認定の更新

- 1 認定きゅう舎の認定期間は、1年以内とする。ただし、認定開始日の属する暦年を超えることはできない。
- 2 調教師はこれを更新しようとする場合は、認定きゅう舎認定（更新）申請書を所長に提出し、認定を得なければならない。

この場合における更新申請から承認までの手続は、本要領第3から同第7に掲げる事項を準用する。

なお、認定期間中に認定きゅう舎から北海道地方競馬への出走投票がない場合

新

- 1 認定きゅう舎の認定を受けようとする調教師は、別記第1号様式の認定きゅう舎認定「削除」申請書を所長に提出しなければならない。
- 2 認定を受けようとするきゅう舎が調教師の所有でない場合にあっては、別記第2号様式の施設所有者の承諾書を申請書に添付するものとする。

第6 認定

- 1 所長は、申請書を審査し適当と認めるときは、当該施設を認定きゅう舎として、別記第3号様式の認定きゅう舎認定書により認定する。
- 2 所長は、認定又は認定の更新審査に必要と認められた場合は、職員を派遣して申請施設の現地調査等を実施することができる。

第7 認定の期間及び認定の更新

- 1 認定きゅう舎の認定期間は、4月1日から3月31日までの1年以内とする。ただし、認定開始日の属する年度を超えることはできない。
- 2 調教師はこれを更新しようとする場合は、別記第1の2号様式の認定きゅう舎更新認定申請書を所長に提出し、認定を得なければならない。

この場合における更新申請から承認までの手続は、本要領第3から同第7に掲げる事項を準用する。

なお、認定期間中に認定きゅう舎から北海道地方競馬への出走投票がない場合

旧

は、次年度における更新は認めないものとする。

第8 認定要件の変更

調教師は、認定きゅう舎の認定後に第3の認定要件に変更が生じた場合は、直ちに別記第4号様式の認定きゅう舎認定要件変更届出を所長に提出し、承認を得なければならない。

第9 調教師の責務

- 1 この要領のほか、競馬関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 北海道地方競馬施行条例実施規則第99条で定める馬の所有者と預託契約を締結した馬（以下「預託馬」という。）でなければ、認定きゅう舎に繋養させてはならない。
- 3 認定きゅう舎の預託馬に対し、適正な管理を行わなくてはならない。
- 4 騎手又は指定きゅう務員以外の者に預託馬の調教及び飼養管理の補助を行わせてはならない。
- 5 指定獣医師以外の者に預託馬の診療を行わせてはならない。

ただし、北海道地方競馬指定獣医師等に関する取扱規定第9条を準用する場合はこの限りでない。

- 6 預託馬の馬検査に関し、北海道地方競馬実施条例施行規則第28条及び北海道

新

は、認定を受けた日が当該年度の競馬開催の途中である場合を除き、原則として次年度における更新は認めないものとする。

第8 認定要件の変更

調教師は、認定きゅう舎の認定後に第3の認定要件に変更が生じた場合は、直ちに別記第4号様式の認定きゅう舎認定要件変更届出を所長に提出し、承認を得なければならない。

第9 調教師の責務

- 1 この要領のほか、競馬関係法令等を遵守しなければならない。
- 2 北海道地方競馬施行条例実施規則第99条で定める馬の所有者と預託契約を締結した馬（以下「預託馬」という。）でなければ、認定きゅう舎に繋養させてはならない。
- 3 認定きゅう舎の預託馬に対し、適正な管理を行わなくてはならない。
- 4 騎手又は指定きゅう務員以外の者に預託馬の調教及び飼養管理の補助を行わせてはならない。
- 5 指定獣医師以外の者に預託馬の診療を行わせてはならない。

ただし、北海道地方競馬指定獣医師等に関する取扱規定第9条を準用する場合はこの限りでない。

- 6 預託馬の馬検査に関し、北海道地方競馬実施条例施行規則第28条及び北海道

旧

地方競馬馬検査実施要領に基づき、北海道地方競馬開催執務委員長の指定した場所及び日時において受験させなければならない。

第10 公正確保及び衛生対策

- 1 所長は、職員を派遣して定期的に認定きゅう舎の立入調査を行い、預託馬に対し必要な検査を行うことができる。
また、競馬の公正確保上必要と認めるときは、これらの調査又は検査を随時行うことができる。
- 2 所長は、前号の調査又は検査の結果に基づき、管理体制の改善を命じ、調教師に対し当該認定きゅう舎からの馬の出走を拒否し、又は当該認定きゅう舎への馬の入きゅうと預託馬の移動を禁じる命令を下すことができる。
- 3 所長は、競馬場において、禁止薬物陽性馬が発生した場合等、前号の措置を緊急に講ずる必要があると認めるときは、これを行うことができる。
なお、認定きゅう舎及びその関連施設において、預託馬が伝染性疾病に罹患した場合、又は集団的熱発馬が発生した場合の措置についても同様とする。
- 4 所長は、認定きゅう舎を管理する調教師、指定きゅう務員及び預託馬が競馬関係法令及び北海道地方競馬に関する指示書等に違反した場合、又はこの要領に定める事項を遵守しない場合において競馬の公正確保上必要と認めるときは、競馬場内における取扱いに準じ、競馬場内における処分と同等の処分を行うことができる。

新

地方競馬馬検査実施要領に基づき、北海道地方競馬開催執務委員長の指定した場所及び日時において受験させなければならない。

第10 公正確保及び衛生対策

- 1 所長は、競馬の公正確保上必要があると認めるときは、調教師に対し、必要な事項について報告させ、又は職員を派遣して認定きゅう舎の立入調査を行い、預託馬に必要な検査を行うことができる。
- 2 所長は、前号の調査又は検査の結果に基づき、管理体制の改善を命じ、調教師に対し当該認定きゅう舎からの馬の出走を拒否し、又は当該認定きゅう舎への馬の入きゅうと預託馬の移動を禁じる命令を下すことができる。
- 3 所長は、競馬場において、禁止薬物陽性馬が発生した場合等、前号の措置を緊急に講ずる必要があると認めるときは、これを行うことができる。
なお、認定きゅう舎及びその関連施設において、預託馬が伝染性疾病に罹患した場合、又は集団的熱発馬が発生した場合の措置についても同様とする。
- 4 所長は、認定きゅう舎を管理する調教師、指定きゅう務員及び預託馬が競馬関係法令及び北海道地方競馬に関する指示書等に違反した場合、又はこの要領に定める事項を遵守しない場合において競馬の公正確保上必要と認めるときは、競馬場内における取扱いに準じ、競馬場内における処分と同等の処分を行うことができる。

旧

第11 その他

この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。

新

第11 認定の取消し

所長は、第2の第2号から第5号に掲げる者、又は認定きゅう舎の所有者及びその従業員が、次のいずれかに該当するときは、認定きゅう舎の認定を取り消すことができる。

- (1) 北海道地方競馬きゅう舎等管理規則第9条第1号から第3号及び第5号の一に該当したとき
- (2) 第9に掲げる事項に関して遵守しないとき
- (3) 第10に掲げる事項に関して、虚偽のあったとき、又は拒否若しくは忌避したとき
- (4) 競馬法第22条において準用する同法第16条第1項の規定による地方競馬全国協会の免許の効力を失ったとき

第12 その他

この要領に定めるもののほか、実施に関し必要な事項は別に定める。